

# 運転責任者に係る合否判定規程について

令和2年10月8日

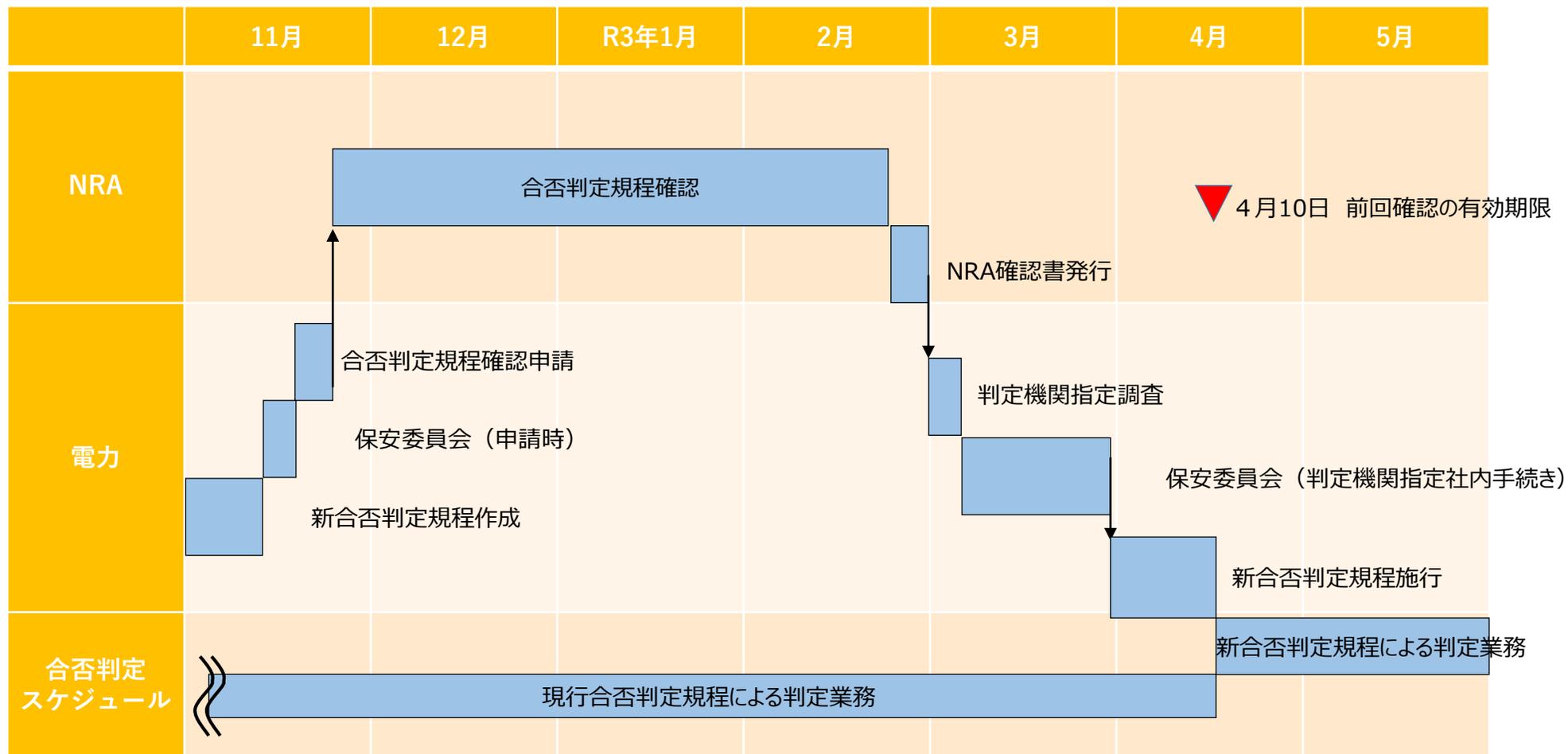
北海道電力株式会社 東北電力株式会社 東京電力HD株式会社  
中部電力株式会社 北陸電力株式会社 関西電力株式会社  
中国電力株式会社 四国電力株式会社 九州電力株式会社  
日本原子力発電株式会社

# 1. はじめに

实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第4号の規定に基づき、基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等について、原子力規制委員会の確認を受ける必要があり、この確認の有効期限は3年となっている。

前回、ご確認頂いた合否判定規程が令和3年4月10日に確認の有効期限を迎えることから、今後の手続きスケジュール、検討している改正内容をご説明させていただきたい。

## 2. 今後の手続きスケジュール（案）



### 3. 検討している改正内容

現在、検討している改正内容は以下のとおり。

1. 運用の明確化
2. 実技試験項目の変更（新規制基準対応）
3. 筆記・口答・講習の試験実績（web形式）を反映
4. 不測の事態における対応
5. その他（記載の適正化）

1～3は軽微な変更である。

4の改正については、新たに規程に追加する事項である。

## 3.1 運用の明確化

**シミュレータ訓練機関にて実施する「運転実技試験（新規受験者）、更新のための教育・訓練（更新者）」の結果は有効期間6カ月としているが、起点を記載し明確化を図る。**

新規受験者の場合（附属書B参照）

### **B.4 試験の結果**

- a) シミュレータ訓練機関は、採点結果により、運転実技試験の合否を判定する。
- b) シミュレータ訓練機関は、採点結果及び合否結果を受験者及び判定機関に通知する。
- c) 運転実技試験合格の有効期間は、受験した日（試験日が複数日に亘る場合は、受験した初日）から6月とする。

更新者の場合（附属書F参照）

### **F.3 教育・訓練の結果**

- a) シミュレータ訓練機関は、更新のための教育・訓練の修了結果を受験者及び判定機関に通知する。
- b) 更新のための教育・訓練修了の有効期間は修了した日（起点は訓練初日とする）から6月とする。

## 3.2 新規制基準対応(実技試験項目の変更)

**BWRにおいて、附属書G(参考)の実技試験項目例として新規制基準に対応した試験項目の例を追加。**

附属書G(参考)を参照

### G.2事故に際して採るべき措置に関する運転実技試験項目の例 (BWR)

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| (1) 原子炉スクラム事象<br>(手動停止を含む異常事象) | [原子炉制御－スクラム]  |
| (2) 制御棒挿入失敗事象                  | [原子炉制御－反応度制御]   |
| (3) 高圧注水失敗事象<br>(復旧可能)         | [原子炉制御－水位確保] [原子炉制御－減圧冷却]<br>[格納容器制御－サブレーションプール温度制御]                                    |
| (4) 高圧注水失敗事象                   | [原子炉制御－水位確保]<br>[不測事態－水位回復] [不測事態－急速減圧]<br>[格納容器制御－水素濃度制御]                              |
| (5) 原子炉冷却材喪失事象                 | [原子炉制御－水位確保] [不測事態－水位回復]<br>[格納容器制御－格納容器圧力制御]<br>[格納容器制御－ドライウエル温度制御]<br>[格納容器制御－水素濃度制御] |
| (6) 原子炉水位不明事象                  | [不測事態－水位不明] [不測事態－急速減圧]<br>[格納容器制御－水素濃度制御]  |
| (7) 格納容器蒸気漏えい事象                | [格納容器制御－格納容器圧力制御]<br>[格納容器制御－ドライウエル温度制御]  |
| (8) 格納容器圧力抑制機能喪失事象             | [格納容器制御－格納容器圧力制御]<br>[格納容器制御－ドライウエル温度制御]<br>[不測事態－急速減圧]                                 |
| (9) 逃がし安全弁開固着事象                | [格納容器制御－サブレーションプール温度制御]<br>[格納容器制御－サブレーションプール水位制御]                                      |
| (10) 全交流電源喪失事象                 | [原子炉制御－スクラム]<br>[交流／直流電源供給回復]   |
| (11) 格納容器バイパス事象                | [原子炉建屋制御]   |

### 3.3 筆記・口答・講習の試験実績（web形式）を反映

**令和2年第1回運転責任者判定試験の実績反映として、筆記試験、口答試験、講習の解説に以下を追記する。**

#### 筆記試験の例

附属書C  
(規定)  
筆記試験

序文

この附属書は、筆記試験について規定する

#### **C.1 筆記試験の実施組織**

筆記試験は、判定機関が実施する。

#### **C.2 筆記試験の方法**

本試験については、オンラインによる試験も実施可とする。  
ただし、実施に当たっては現地試験立会人を設定する。

## 3.4 不測の事態における対応

**令和2年第1回運転責任者判定試験を踏まえて、不測の事態における運用を規程の参考へ追加する。**

### **附属書K (参考)**

#### **不測の事態が発生した場合の判定業務の 弾力的な運用について**

##### **序文**

この附属書は、不測の事態が発生した場合の判定業務の弾力的な運用例を示すものであって、規定の一部ではない。

##### **K.1 不測の事態の考え方**

不測の事態は不可抗力免責条項（当事者の責めに帰することのできない事由）のようなものとする。天変地異（地震，津波等の天災，火災，水害等の災害を含むがこれらに限らない），暴動・戦争行為などの不可抗力，感染症・疫病の流行，その他当事者の責めに帰することのできない事由。

## 3.4 不測の事態における対応

### K.2 弾力的な運用の例

#### (1) 弾力的運用の適用範囲

不測の事態により、以下に示す試験，講習，教育・訓練が受けられない場合に適用する。

- ・受験者が運転実技試験に合格した後，有効期間内に筆記試験，口答試験，講習を受けられない場合。
- ・更新者が，合格証の有効期間内に更新に係る教育・訓練及び更新に係る講習を受けられない場合。

但し，筆記試験，口答試験，講習（更新に係るものを含む）については，オンラインによっても実施できない場合に限る。

#### (2) 具体的運用方法の例

##### 【受験者】

受験者が運転実技試験に合格した後，受験した日から6月を有効期間とし，有効期間内に筆記試験，口答試験，講習を受ける必要があるが，不測の事態により判定機関がそれらを実施しない場合には，6月の有効期間を適用せず判定機関による筆記試験，口答試験，講習が再開され次第速やかに受けることを認める。

その場合，事業者はシミュレータ訓練等により力量を継続的に確認する。

## 3.4 不測の事態における対応

### 【更新者】

更新者は、合格証の有効期間が満了する日の6月前から満了する日までに、更新に係る講習ならびに更新に係る教育・訓練を受ける必要があるが、不測の事態により受けられない場合には以下の対応を認める。

#### ①判定機関が、更新に係る講習を実施しない場合

判定機関による更新に係る講習が再開され次第速やかに受ける。

#### ②判定機関が認定したシミュレータ訓練機関が、更新に係る教育・訓練を実施しない場合

ア. 事業者は、更新者に対し事業者シミュレータによる訓練が継続的に実施されており、運転責任者としての力量が維持されていることを発電所長が証明した力量維持証明書を判定機関に提出する。事業者シミュレータとは以下のものをいう。

##### ・フルスコープシミュレータ

（発電用原子炉の運転，事故時における状況判断（1），事故に際して採るべき措置等の訓練に使用）

##### ・PC版シミュレータ（フルスコープシミュレータの使用を否定するものではない）

（事故時における状況判断（2）等の訓練に使用）

イ. 判定機関は、力量維持証明書の内容を審査し、代替更新証明書を発行する。

代替更新証明書は、合格証に代わるものとして運転責任者資格を有していることを暫定的に認定した証とする。

ウ. 更新者は、判定機関が認定したシミュレータ訓練機関による、更新に係る教育・訓練が再開され次第可及的速やかに更新に係る教育・訓練を受講し、判定機関による判定を受け代替更新証明書と引き換えに合格証を受領する。

エ. 更新後の合格証の有効期間は、更新前の合格証の有効期間の翌日から3年間とする。